

第6章 特に重要ないじめ関連事項

- 1 ネットいじめの現状と対策
- 2 いじめと不登校
- 3 発達障害といじめ
- 4 自殺の予防と対応
- 5 いじめに関する人権教育・法教育

第6章 特に重要ないじめ関連事項

1 ネットいじめの現状と対策

(1) ネットいじめについて

ア ネットいじめとは

携帯電話・スマートフォン・パソコンなどの機器を通じて、インターネット上や情報通信端末上に、特定の子供の悪口や誹謗・中傷などを書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法で「いじめ」を行うもの。

イ ネットいじめの特徴

- (ア) 不特定多数から、絶え間なく誹謗・中傷などが行われる。
- (イ) インターネットの特性である「匿名性」から安易に書き込みができるので、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- (ウ) インターネット上に掲載された悪口や誹謗・中傷などの情報や画像などのデジタルデータは複製・加工が容易で、一度掲載された情報は完全に削除されることはなく、二次利用などでの被害も起こりやすい。
- (エ) 無料通信アプリ（メッセージアプリ）などでの限定されたコミュニティ（グループ）内で、悪口などが書き込まれた場合は、表面化しにくく、「いじめ」が発覚しにくい。
- (オ) 投稿された「つぶやき」や「画像」は、問題がある場合、一気に拡散することが多く、安易な投稿が大きな反響を呼ぶことがある。また、複製された情報は完全には削除することができない。
- (カ) 保護者や教職員が携帯電話・スマートフォン等の利用状況を把握することが難しく、また児童生徒が利用しているコミュニティ等を確認することが困難なため、実態の把握が難しい。
- (キ) 家庭用ゲーム機・携帯型ゲーム機・携帯型音楽再生機などでもインターネットへのアクセスが可能で、携帯電話・スマートフォン・パソコンなどがなくても被害者・加害者になる可能性がある。

ウ ネットいじめの種類

- (ア) 掲示板・ブログ・プロフィールサイトへの誹謗・中傷の書き込み
- (イ) 掲示板・ブログ・プロフィールサイトへ個人情報の無断掲載
- (ウ) メールを利用し、特定の子供に対しての誹謗・中傷を行う（個別・一斉・なりすまし）
- (エ) 「無料通信アプリ」などでの特定のグループ内の投稿に対する無視、グループ外し、誹謗・中傷、集団攻撃、問題画像の掲載
- (オ) 「つぶやきサイト」などを利用した誹謗・中傷・問題画像の投稿
- (カ) その他（今後の新規サービスの提供で、様々な形態で行われる可能性がある）

「無料通信アプリ」・「メッセージアプリ」での問題点

「メッセージアプリ」などを利用して児童生徒が暴言を吐いたり、仲間外れ、いじめ動画や写真を拡散するなど新たないじめが発生しています。主な原因としては、次の3点が挙げられます。

① 「既読・未読」機能での問題点

メッセージに対して、「既読」なのに返信がない→アクションがないのは友達でないからグループから外す。

いつまでも「未読」のまま→いつもスマホを持っているはずなのに未読なのはおかしいから仲間から外す。

② 「書き言葉」の誤解からの問題点

「A：かわいくない」・「B：なんでくるの」など、読み手にとって複数の意味にとられてしまう可能性がある書き言葉を使う。

Aの場合は、「可愛いよね」という意味と「可愛くはない」という意味が、Bの場合には「どんな手段で来るのか」という意味と「(来る必要がないのに) どうして来るのか」という意味になってしまいます。文字入力を単純化するために主語や目的語などを省略して投稿することが多

いメッセージアプリでは、多発するトラブルの一因となっています。

書き言葉が原因の「思い込み」・「勘違い」・「言葉遣いの失敗」など投稿した発言の真意が伝わらないことがあることも指導するポイントとなります。

③「グループ機能」の弊害

情報を「グループ」で共有できることがメッセージアプリの一つの特徴ですが、ちょっとしたことがきっかけで、グループ内の誰かがターゲットになると、集団でのいじめに発展することが多いです。対面した会話と違い、メッセージアプリでの書き込みが過激になることが多く、些細なことからいじめに発展することがあります。

④「閉鎖空間」であるという思い込み

閉鎖された「グループ内」でのメッセージのやりとりがメッセージアプリの基本です。しかし、投稿された情報（テキスト・画像）を複製することは容易であり、メッセージアプリ上の情報が他の情報共有サービスなどに再投稿されることによって問題が発見されることが多くあります。

「つぶやきサイト」での問題点

メッセージアプリが小学生から利用され始め、中高生から一般社会人まで幅広い年代で利用されるのに対し、「つぶやきサイト」は高校生を中心に利用されています。簡単な文章、画像（静止画・動画）の投稿の他、動画のライブ配信も利用され、スマートフォンやパソコンから簡単に動画をライブ配信・録画配信することができます。「つぶやきサイト」では次のような問題点が挙げられます。

①問題発言・画像の投稿

写真や動画・発言を容易に投稿できることから、「反社会的な画像」や「いじめ」など問題行動を掲載してしまいます。

「反社会的な画像」とは、「電車内で暴れている様子」を撮影したものや、バイト先やレストランでの非衛生的な行為（冷凍ケースに寝る・食材で遊ぶなど）を投稿してしまう場合などがあり、その後サイトが炎上し、社会的に制裁を受ける場合があります。

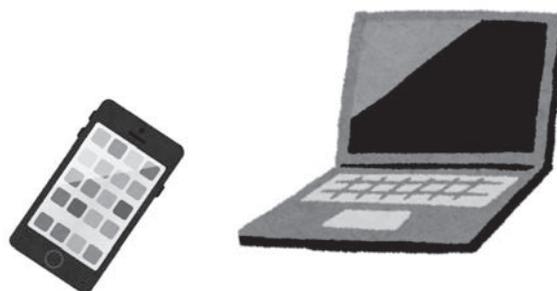
②基本は、「公開」

「つぶやき」をした投稿は、基本的にはインターネット上に全てが公開されます。閲覧制限をかける設定をすれば非公開にすることもできますが、利用方法としては一般的ではありません。

限られた友人だけが見るのではなく、誰でも見ることができることを指導する必要があります。誰も見ていないと思いつき、安易な発言や問題行動の写真を投稿したことが、他の発言・投稿・ユーザIDなどから個人情報が特定され、社会的制裁を受ける場合があります。

閲覧の制限をした場合でも、投稿画像の転載などが行われ、問題となる場合もあります。

インターネットでは常に情報が公開されていることを踏まえ、投稿する内容は、「自宅の玄関」や「学校の昇降口」に掲載してもよい内容だけであることを児童・生徒に指導する必要があります。また、投稿に過剰に反応し過ぎないことを指導することも大切です。



【コラム】インターネットの特性

①データは消えない！

ネットいじめを可視化することは難しく、発見できたとしてもインターネット上での誹謗・中傷などは、サイト管理者への連絡等の対応をすることで表面上は消去することはできても、事実上、完全な削除はできません。消去前にコピーされたデータが存在する場合、インターネットのサーバ内にコピーが記録されている場合も多く、一度でもインターネット上に公開された書き込み・データや画像などの完全削除を行うことはできないのです。

②表面上の匿名性

「匿名性」については、完全な匿名性ではなく、表面上の匿名性となっています。犯罪性が高いなどの場合、書き込みや投稿に利用した機器や人物を特定することは可能です。全てのネットワーク接続用の機器に、インターネット上の住所にあたるIPアドレスが存在し、インターネット接続業者や携帯電話会社のアクセス記録などを複合的に利用することにより、個人を特定することが可能となっているのです。

③ゲーム機や音楽再生機でも…

「パソコン、携帯電話やスマートフォンを利用していないから、大丈夫」は危険です。家庭用のゲーム機・音楽再生機でも、インターネットへのアクセスが可能な機種が多く、簡単な設定でインターネットへの接続や、ソーシャルメディア接続用のアプリケーションのダウンロードが可能になります。保護者は、ゲームをしているから安心・音楽を聴いているだけだから安心と安易に判断してしまう可能性があります。

掲示板への投稿やブログ・プロフィールサイトへの情報掲載は、インターネットへの接続環境さえあれば可能で、携帯電話・スマートフォン・携帯型ゲーム機などからでも可能です。携帯型ゲーム機で画像を撮影し、インターネットのサイトへ投稿をすることも、容易です。ゲーム機等の情報端末から、表面上の「匿名性」を利用し、特定の子どもの個人情報に掲載したり、問題となる画像を投稿したりすることにより、誰でも被害者や加害者になる可能性があります。

④フィルタリングの利用設定

スマートフォン・携帯電話で有害情報へのアクセスをフィルタリング設定している場合でも、WiFi接続でのフィルタリングには対応していない場合があります。自宅やWiFiスポットでのインターネット接続が容易に設定できること、携帯電話会社の提供するフィルタリングはWiFiでの接続時に対応していない場合が多いことなどを、保護者を含めて理解しておく必要があります。

⑤写真データの投稿では…

各種サービスを利用して投稿されるデータは、文章（テキスト）のみではなく、静止画、音声、動画と多岐にわたります。画像データにはGPS機能を利用した撮影場所の位置情報（ジオタグ）が添付される場合もあるので、安易な画像掲載による二次被害（撮影場所の特定→自宅の位置情報の提供）について、認識しておく必要があります。

⑥今後のインターネット上の新サービスでは…

インターネット上で、新たなサービスが提供されれば、新スタイルの問題となる行動が発生し、別形態の「ネットいじめ」が派生する可能性も高く、現在のサービスと同じ形では表面化しない場合が多いことが予想されます。

(2) ネットいじめの現状
ア 問題行動等調査から

いじめの態様別、国公立の中学校と小・中・高・特別支援学校合計の発生件数と構成比（全国値）

区分		中学校		小・中・高・特別支援学校計	
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	24年度	42,458	66.7	127,306	64.3
	25年度	37,406	67.7	119,756	64.4
仲間はずれ、集団による無視をされる。	24年度	11,922	18.7	42,283	21.3
	25年度	9,498	17.2	37,513	20.2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	24年度	11,928	18.7	42,310	21.4
	25年度	10,457	18.9	43,357	23.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	24年度	4,237	6.7	16,697	8.4
	25年度	3,381	6.1	14,749	7.9
金品をたかられる。	24年度	1,559	2.4	6,216	3.1
	25年度	1,000	1.8	4,745	2.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	24年度	4,741	7.5	17,040	8.6
	25年度	3,688	6.7	15,105	8.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	24年度	4,626	7.3	17,249	8.7
	25年度	3,877	7.0	15,572	8.4
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	24年度	3,700	5.8	7,855	4.0
	25年度	4,835	8.8	8,787	4.7
その他	24年度	2,002	3.1	7,896	4.0
	25年度	1,967	3.6	8,291	4.5

(注1)複数回答可とする。

(注2)構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

(文部科学省：平成24・25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

上の表は、平成24・25年度の文部科学省の問題行動等調査による、いじめの態様別の件数・構成比です。「パソコン・携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。」の項目は、中学校では24年度に比較して25年度は3ポイント上昇し、全体でも0.7ポイント上昇しています。学校等で直接に行われるいじめに比較すれば、その報告数・割合は高くはありませんが、年度ごとに増加する傾向にあります。

具体的なネットいじめの内容としては、「ネット上でのからかい」、「悪口の送受信」、「グループ外し」、「グループ外しの呼びかけをされる」などがあり、インターネット上の掲示板やメールを利用したいじめからメッセージアプリを利用したいじめへと変化してきています。教職員や保護者が確認できにくい閉鎖された空間でいじめが行われる場合が多く、またいじめの対象となる児童生徒が、ネットいじめをされていることに気付かずに行われている場合も多く存在することから、実際の件数は報告されている数よりも多いと考えられます。

ネットいじめは、学校等で直接行われるいじめとは違い、24時間どこにいても被害・加害の可能性がります。逃げ場のない追い詰められた環境になりやすいということがネットいじめの最大の特徴です。

イ ネットいじめ報道から

- (ア) 福岡：那珂川町の中学生が同級生への暴行動画を投稿（平成25年7月）
- (イ) 山形：中学野球部員の全裸画像，LINEに投稿…いじめと判断（平成25年7月）
- (ウ) 京都：LINEで知った少女を殴る蹴る…少女4人逮捕（平成25年9月）
- (エ) 山口：同級生に無理やり脱がされた動画や画像をLINEに流される（平成26年6月）

ネットいじめは、「閉じた空間」で行われることが多く，保護者や教職員が最初に発見することは非常に困難です。報道された事件の場合でも，気付いた生徒からや匿名の連絡がなければわからない状況でした。

新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを利用し，「ネットいじめ」についての実態を把握するとともに，新たな情報を積極的に取り入れて児童生徒を指導していくことが大切です。

(3) ネットいじめの対策

ア 事前対策（いじめ防止対策基本法 第19条1項・2項）

- (ア) 児童生徒への情報モラル教育の充実
 - ・発達段階に応じた情報モラル教育の実施と携帯電話・スマートフォン安全教室などの開催（保護者を含めて実施することが望ましい）
 - ・「情報モラル＝日常生活のモラル」であることを理解させ，普段やってはいけないことはネット上でもやらないことを確認
 - ・インターネットに投稿・掲載できる情報は，家の玄関や学校の昇降口に掲示できる情報のみであることを確認
 - ・道徳の授業などあらゆる機会を活用して，情報モラル教育を年間計画に位置付け，効果的に実施
- (イ) 保護者への啓発と情報提供
 - ・保護者向けの説明会の開催及び資料の配付
 - ・家庭での携帯電話利用のルールづくりのための資料提供
 - ・携帯電話・スマートフォンのフィルタリング設定の有効活用
 - ・パソコン・携帯電話・スマートフォンだけではなく，携帯型ゲーム機や携帯型音楽再生機でもネットへの接続が可能であることやネットいじめの事例などを情報提供
- (ウ) 教員の指導力の向上
 - ・専門家による職員研修・年間計画に位置付けた校内研修の実施
 - ・情報機器活用について，比較的得意とする若手教員と実績や指導力のあるベテラン教員が役割分担し，ネットいじめに対応するといった教職員の連携体制の構築
 - ・次々と提供される新規サービスに対する情報や，インターネットを利用したコミュニケーションの最新の動向の把握
- (エ) ネットパトロールとの連携
 - ・千葉県が行っているネットパトロールからの情報を適切に利用し，児童生徒のインターネット利用状況や問題事例について把握，適切な対応

イ 事後対策（いじめ防止対策基本法 第19条3項）

- (ア) 掲載情報の削除

不適切情報を確認し，印刷した紙媒体やデジタルカメラを利用した画像データ（携帯電話やスマートフォンでのみ閲覧できる情報の場合）を固定情報として保存をしたあと，掲載情報の削除を運営会社やプロバイダに依頼します。プロバイダ等への削除依頼等の連絡は，保護者が行うことが望ましいですが，保護者是对応等について不明な場合も多いので，補助的に教職員が対応する必要があります。

その際，具体的に削除してほしい情報について簡潔に説明をした方が，迅速な対応が得られる場合が多くあります。依頼方法等が不明な場合は，「セーフライン」など「違法情報」・「有害情報」の削除要請を実施している協会へ情報提供をすることも一つの方法です。個人情報の

削除依頼の場合は、

①掲載された個人情報、削除することが最善の方法ではないこと

②キャッシュ情報が存在していたり、すでに保存されている可能性があること

など、削除することにより被害が生じる場合があることなど場合によって対応が違っても保護者に対して説明する必要があります。(掲載された情報を削除したことでその情報が偽情報ではなく、実在する情報であることを第三者に知らせてしまう可能性もあります。)

(イ) 教育相談体制・スクールカウンセラー

校内の教育相談体制やスクールカウンセラー、関係機関等の協力を得ながら、丁寧な対応をすることが重要です。管理職を中心に、校内の体制を確認して、複数の教職員での対応を心がけてください。

(ウ) 警察との連携

事件性が高い場合などは、警察と連携をして解決へと向かうことも必要です。特に人命等に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求めることが大切です。

(4) ネットいじめが発見された場合の児童生徒への対応

ア 被害児童生徒への対応

(ア) 「守り通す」

被害児童生徒を「守り通す」ことが重要です。ネットいじめでは、被害者・加害者の関係がより複雑であることが多いので状況をきちんと把握することが大切です。

(イ) 情報の共有

複数のサイトにわたる場合などについても時系列で情報のやりとりを整理し、担当する教職員で情報を共有することが大切です。

イ 加害児童生徒への対応

(ア) 加害児童生徒へのケア

加害者が、本当は被害者であった事例なども報告されています。加害児童生徒が大きな問題を抱えていることも多くあります。ネット上でも「いじめは決して許されない」ことを粘り強く指導していく必要があります。

(イ) 背景

「ネットいじめ」が行われた背景についても綿密に調べ、児童生徒間の繋がりやの把握など適切な対応が必要です。

ウ 全校児童生徒への対応

(ア) 適切な情報提供

「ネットいじめ」についての実態・インターネットの知識・インターネット利用上の注意などを年間指導計画に位置付け実施します。

(イ) 日頃からの指導

学校全体として道徳の時間などを活用し「情報モラル教育」を日頃から実践していくことが、「ネットいじめ」の被害者・加害者にならないために必要です。

エ 保護者への対応

(ア) 迅速な対応

被害者・加害者の保護者に対して、誠実かつ迅速な対応をすることが大切です。

(イ) 学校の取組の説明

誠心誠意、いじめの対応について取り組み、説明責任を果たすことが重要です。保護者向けのスマートフォン等の安全教室を開催することも重要です。多くの保護者が参加しやすいテーマ(「メッセージアプリとは」「つぶやきサイトとは」など)で実施することが大切です。



2 いじめと不登校

平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（千葉県）」によると、いじめが原因で不登校となるケースは、小学校で1.7%、中学校で1.9%という結果になっています。一見すると少ないようにも思えますが、不登校の原因がいじめに関わる場合は、重大事態となることがあるので、軽視することはできません。

不登校の背景は、いじめを含めた児童生徒間の人間関係や教職員との人間関係等、学校や家庭における人間関係、児童生徒本人の無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否等多様であるため、それを正しく把握することで、必要な対応が見えてきます。背景を見極め、ケースに応じた対応を考えることが必要です。

(1) 不登校とは

不登校は、一つの年度に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」と、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では定義されています。いじめや発達障害、保護者による虐待など、その背景は多様化が進んでいます。不登校は「どの子にも起こり得る」ととらえることの必要性が確認され、広く学校に行けないあるいは行かない状態を指すものとして「不登校」という名称が使われています。

(2) 不登校児童生徒への支援の在り方について

いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針が施行・策定され、いじめによることが疑われる不登校に際しては重大事態として対応が定められ、これまで以上に不登校の理由の的確な把握と対応が必要となっています。児童生徒に連続した欠席が見られた場合などには、電話連絡や家庭訪問等を行い、欠席理由をできる限り早期の段階から把握する必要があります。しかし、欠席理由が曖昧であったり、身体症状を伴っていたりして、欠席が目立ち始めた児童生徒の見立ては難しく、本人や家庭への支援が遅れて欠席が長期化すると、学校復帰もより難しくなると考えられます。

初期段階で、欠席理由や必要な支援を見立てること、そして不登校の原因や背景となった要因を検証、解消していくために、個々の児童生徒のおかれた状況判断と個別支援が大切です。

次の事例からポイントを確認してみましょう。

Aは、学級の友達に無視されたということにより、頻繁に保健室に出入りをするようになった。その後、登校渋りが見られ、不登校となった。

担任は毎日の電話連絡を行い、学校の様子を伝えたり、別室登校を勧めたりする働きかけを行い、週に一度は家庭訪問を行っていた。また、教育相談担当も家庭訪問を行い、働きかけを継続していた。

学校では、友達によるAへの無視の事実は確認できなかった。

Aは学校に行きたい気持ちがあるものの、無視された友達のことが気にかかり、別室登校もできないでいたので、適応指導教室への通室を勧めた。

○未然に防ぐことができなかったか

○初期対応は適切であったか

○担任の他、養護教諭、教育相談担当による組織的な対応ができたかどうか

○家庭との効果的な連携ができたかどうか

これらが注目すべきポイントになります。

それぞれのポイントについて見ていきましょう。



(3) 不登校の未然防止

ア 魅力ある学校づくり

特定の児童生徒を想定せず、全ての児童生徒を対象に学校を休みたいと思わせない「魅力的な学校づくり」を進めることです。授業や行事等の工夫や改善が基本となります。

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような、日々の学校生活の充実です。どの児童生徒も落ち着ける場所を作ること(居場所づくり)、全ての児童生徒が活躍できる場面を作ること(絆づくりのための場づくり)が鍵となります。

学ぶ意欲を育て、基礎的・基本的な学力の定着を図る学校

- 様々な体験活動や多様な人材の協力等を通して、自分の生き方や将来への夢、目的意識について考えるきっかけを与える取組を行う。
- 理解の状況や習熟の程度に応じた「できる楽しさ」「分かる楽しさ」「認められる楽しさ」を味わわせる授業を実施するとともに、補充指導の充実等を図る。

安心して通うことができる学校

- いじめや暴力行為を許さない、問題行動へ毅然と対応する。
- 教職員による体罰等の人権侵害は絶対に行ってはならない。

魅力ある学校づくり 《不登校の予防》

連携することができる学校

- 校内での連携
- 異校種間での連携
- 家庭・地域・関係機関との連携

「心の居場所」「絆づくりの場」としての学校

- 児童生徒が、自己存在感を実感し、充実感を得られるようにする。
- 多様な関わりを通して、社会性を身に付けさせる。
- 学校生活の基盤となる人間関係を形成し、学校における居場所づくりができるよう、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等の特別活動の充実を図る。

イ 児童生徒の発するサイン ～今までと何かが違ってる！と感じたら～

学校で、家庭で児童生徒の発するサインは様々です。

(p 110～p 112の「いじめのサインチェックシート【教職員用】【家庭用】」参照)

※ いじめや不登校は、そのサインに共通する部分が多く見られます。「これはいじめ」「これは不登校」と分けて考えることなく、総合的に判断する必要があります。お互いによく観察し、情報交換をすることが大切です。

(4) 不登校の初期対応

初期対応は、学校を休みそうな児童生徒や休み始めた児童生徒に個別対応することです。いわゆる「早期発見・早期対応」で、欠席日数が30日を超えるまでは「不登校」とは呼ばないので、「休み初め」の意味で「初期」と表現します。

不登校の予兆とは、1日、2日、…と児童生徒が学校を休み始めることに他なりません。欠席日数が30日を越えるまでには少なくとも1ヵ月半の猶予期間がありますから、この初期の段階で児童生徒の状況に応じた働きかけを適切に行うことが大切です。

本人の様子	学級担任・学校の対応	保護者との関わり等
初期段階 《教室に入りたがらない》 ・体調不良を訴える。 ・保健室によく行く。 ・一人でいることが多くなる。 ・登校を渋り、遅刻が多くなる。	児童生徒理解 ・児童生徒が特定できないように配慮して、最近の様子を聞き取る。 ・児童生徒の思いに配慮しつつ、いじめの有無や人間関係	・最近の様子について、学校、家庭での情報を伝え合う。 ・児童生徒の作品等サインとなっているものはないか、点検する。 ・学校及び家庭でできること

	<p>の変化などを聞き取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任に起因する場合は養護教諭や学年主任が話を聞かせてほしいという姿勢で共感的に対応していく。 <p>対応策を協議 状況に応じて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年会 ・生徒指導部会(教育相談部会) ・ケース会議等 	<p>を話し合い、スクールカウンセラー(SC)や心の教室相談員等の紹介をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級へのアンケートなどを実施し、実態把握に努める。
<p>中期段階</p> <p>《休み始める》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週初めの休みが多くなる。 ・特定の教科や行事等の日の休みが多くなる。 ・週に2～3日程度の休みが断続的に始まる。 ・学校に行きたくないと言う。 ・友達や担任に会うのを避ける。 ・保護者に暴言を浴びせる。 	<p>指導方針・体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級等の関わり方で解決できる場合は、支援の仕方を話し合い、指導していく。 ・校内サポートチームを作り、担任一人でなく、学校組織として対応する。 ・担任や学級の児童生徒からの家庭への働きかけの程度を、家庭と相談のうえ、慎重に決める。 ・児童生徒の思いを聴き、必要に応じて、保健室、別室等の居場所の用意をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や学級等に原因がある場合は、速やかに謝罪し、改善に向けた具体的な取組を説明した上で、協力を依頼する。 ・児童生徒や家庭に原因の一部があると考えられる場合は、保護者の気持ちを共感的に理解し、支援していくという姿勢で話し合う。 ・関係機関等との連携の必要があるか校内で検討し、支援計画を立て、関係機関との連携を図る。
<p>長期段階</p> <p>《登校できない》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に行けない、行く意思がない。 ・昼夜が逆転し、自分の部屋から出ない。 ・暴力や自傷行為をする。 	<p>登校できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問では、児童生徒が会おうとしない場合は、無理に会わずに、心配していることを保護者から伝えてもらったり手紙を置いたりする。 ・定期的な連絡を取り、運動会、遠足等や始業式等の節目の行事を適度に伝えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級集団の声掛けや受け入れの準備が常になされていることを伝えておく。 ・登校に備えた受け入れ環境(教職員体制、内容、時間割等)の準備をしておく。 ・関係行政機関及び医療機関、適応指導教室等への相談と連携を行う。

(5) 校内の指導体制

ア 学校全体の指導体制の充実

校長のリーダーシップの下、校内の組織的な指導体制を充実することが求められます。不登校の児童生徒を支援するケース会議を開催し、指導体制の確認や支援の見通しを明らかにする必要があります。

イ 教育相談担当の役割の明確化

教育相談担当者として、児童生徒の支援に向けて、連絡調整や情報収集、指導の見通しを立てるなどのコーディネーター的な働きを果たす教職員を明確に位置付けることが必要です。

ウ 教職員の対応力

教職員は、児童生徒への影響力を自覚し、適切に対応するよう関連する知識・指導技術を身に付けることが必要です。

- ・共感的に理解する姿勢、ねばり強く聴く姿勢、相談しやすい雰囲気
- ・生き方について考えるきっかけづくり
- ・より良い学級づくり、存在感や自己実現の喜びの実感
- ・複数の教職員による事例研究、継続的な関わり
- ・児童生徒理解、個に応じた指導、特別支援教育の充実

エ 学級担任の役割・保護者への助言

【学級担任として】

- ・児童生徒との話題を見付け仲良くするなど、より良い信頼関係を作る。
- ・保護者と信頼関係を作る。
- ・再登校に向けて、学級内の人間関係を築くよう学級づくりをしていく。
- ・学習遅滞が再登校の支障となる場合、児童生徒の状況に応じた学習支援を考える。

【保護者への助言として】

- ・保護者自身の心の安定を図る。
- ・児童生徒の思いや考え、行動を受け入れる。
- ・児童生徒との会話を心がけ、散歩、キャッチボール等、児童生徒と一緒に運動をする。
- ・食事の配慮、清潔な寝具、温かい雰囲気等、児童生徒が安心できる環境を作る。

オ 養護教諭の役割・保健室等の機能

養護教諭が、児童生徒が抱える心身の健康問題について、情報を収集・発信し、校内で共有することにより、問題の解決に向けた組織的な取組が推進されることが期待できます。

また、保健室や相談室等は、登校渋りの段階や学校復帰の段階で、校内の安心できる居場所として活用されていることが多くみられます。

カ スクールカウンセラー（SC）との連携

スクールカウンセラーは、校長の指導の下、必要な情報については関係教職員と共有し、連絡を密にすることを原則とします。児童生徒や保護者から相談に来ることを待つのではなく、教職員と共有した情報を基に、いじめ・不登校対策に積極的に関わっていく姿勢が必要です。

また、校内研修で「児童生徒の心の安定」について講師を務めるのもいじめ・不登校の未然防止に繋がります。

(6) 関係機関との連携

不登校の場合も関係機関との連携が必要です。関係機関については p 53 等を参照してください。

(7) 千葉県の不登校対策事業

事業名	内容
訪問相談担当教員の配置	学校からの要請により、訪問相談担当教員が当該校と連携を取り、不登校等の対策のための家庭訪問等の活動や学校等への助言・支援に当たります。
スクールカウンセラー等の配置	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラーとして学校に配置しています。また、問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカーを配置しています。
不登校対策推進校の指定	学校に不登校児童生徒支援教室を設置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象として、適切な支援を行います。
不登校に関する相談	千葉県子どもと親のサポートセンターでは、不登校をはじめ児童生徒等に関する様々な相談、支援事業を行っています。 0120-415-446 詳しくは、千葉県子どもと親のサポートセンターホームページをご覧ください。 http://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/



3 発達障害といじめ

(1) 行動面での著しい困難さがいじめへと結びつく状態とその背景要因

文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、LDのように学習に著しい困難さのある児童生徒が4.5%、ADHDや高機能自閉症のように行動面に著しい困難さのある児童生徒が3.6%、そのいずれかもしくは両方に著しい困難さを示している児童生徒は6.5%の割合で、小・中学校の通常の学級に在籍していると報告されました。このことから、ごく単純に考えると、40人学級には発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が2～3人在籍しているという計算になります。

また、中央教育審議会特別支援教育部会「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキンググループ」の報告（平成21年）によると、高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は、約2.2%との推計結果が示されました。

発達障害のある児童生徒は、ADHD、高機能自閉症等の障害特性による行動上の特性が、学校での集団生活において著しい適応の困難に繋がっている場合があります。しかし、多くの場合、それらの行動特性は、「やる気」や「態度」の問題と受け止められがちで、障害特性として、気付かれにくかったり、認められなかったりする面があります。

注意の集中困難や多動性、衝動性のあるADHDの児童生徒等は、ちょっとしたことに注意がそれやすく、すぐに席を離れて立ち歩いてしまいます。何でもやりたがりますが、一つのことに集中して最後までやり遂げることが苦手です。また、自分の思い通りにならないと、か一つとなりやすく、人を叩いたり物を壊したりしてしまうこともあります。本人が無意識にとった行動が、集団生活での不適切な行動に繋がりがやすく、注意されたり叱責されたりすることがどうしても多くなります。

高機能自閉症等のある児童生徒の場合は、言葉やジェスチャーを使ってコミュニケーションしたり、想像力を働かせて相手の気持ちを察したりすることに困難があります。そのため、場面や状況に関係なく、思い付いたことを一方的に話し始めることがあります。また、特定のものにこだわると、他のことにうまく切り替えることができません。周りには理由がよく分からず、突然、予想もつかない行動を取ってしまうこともあります。そのような行動は、集団生活で様々な不都合を生じ、不適応に繋がっていきます。

そして、教職員の発達障害に対する理解や認識が乏しく、発達障害の可能性が見落とされ、その特性に応じた指導・支援が行われなければ、発達障害のある児童生徒は、「落ち着きがない」「約束を守れない」「自分勝手」等、周りから厳しい評価を受けてしまいがちであり、被害者・加害者として「いじめ」に繋がる原因を作ってしまう。

また、高機能自閉症等のある児童生徒は、特に思春期に入る小学校高学年から中学生にかけて、その異質性から同年代の仲間集団から孤立したり、からかいやいじめの対象になったりすることが多く、そのことが不登校や引きこもりの契機になります。そして、いじめられた経験のフラッシュ・バック、社会への関心の乏しさ、ゲーム等への没頭が、引きこもり等の要因になると考えられます。

ADHDの場合は、その主症状である不注意、多動性、衝動性により、思春期年代の仲間集団からの孤立、いじめ等の対象となり学校生活からの疎外という状況に陥りやすくなります。こうした状況が長期化すると二次的に気分障害を併存したり、極端に反抗的になったりして、引きこもりに至る可能性が高まります。



(2) 発達障害のある児童生徒の理解

ア LD

(ア) LDとは

LD (Learning Disabilities) とは、学習障害を表します。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

※学習障害の定義：文部省の調査研究協力者会議の報告（平成11年7月）より

上記の「学習障害」は、教育用語としての定義ですが、医学的には、読みの困難さを示す読字障害、書きの困難さを示す書字障害、算数の困難さを示す算数障害などに分類され、教育用語としての学習障害と比べて、困難や障害をより限定した概念です。

(イ) LDのある児童生徒の抱える困難さ

読み書きの困難さがある場合、普段の会話は学年相応(あるいはそれ以上)なのに、読むことがうまくできない、ノートをとることやテストなどが極端にできないという状態を示します。聞くこと話すことに困難さがある場合は、聞いただけでは、すぐに指示に従えなかったり、思うように話し言葉が出てこなかったりする場合もあり、児童生徒によっては、得意な教科と苦手な教科の差が極端に大きいという状態を示すこともあります。

学習の遅れの状況としては、小学校2・3年生では1学年以上の遅れ、小学校4年生以上は2学年以上の遅れが見られ、かつ、学年相応の力を示すものが1つ以上あることなどが目安となります。

本人は努力しているにも関わらず、うまくできないのですが、周囲からは「やる気がない」「努力不足」と誤解されることが多くなります。

イ ADHD

(ア) ADHDとは

ADHD (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder) とは、注意欠陥/多動性障害を表します。

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

※ADHDの定義：今後の特別支援教育の在り方について(最終報告) (平成15年3月)より

不注意や多動性、衝動性等の症状が現れる要因は様々であり、環境要因や他の発達障害(自閉症、知的障害等)によるものはADHDではありません。ADHDは、親の養育や本人の性格によるものではなく、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。主症状は、①不注意②多動性③衝動性の三つです。

- ・不注意：注意の集中を持続することが困難。
- ・多動性：行動的な動きが多い、活動性が高い状態。多動が多弁として現れることもある。
- ・衝動性：思い付くとすぐに行動に移してしまう。待つことが苦手である。

(イ) ADHDのある児童生徒の抱える困難さ

ADHDのある児童生徒はその困難さから、学校生活の中で様々な問題状況を示すことがあります。

- ・席を立ち歩いたり教室を抜け出したりする。
- ・そわそわと手や足を動かし落ち着かない。
- ・多弁でおしゃべりが止まらない。
- ・人の話を最後まで聴けない。
- ・他人の会話やゲームを妨害したり、邪魔をしたりしてしまう。

このような行動は注意や叱責の的となりますが、本人はなかなか行動を修正できません。



ウ 高機能自閉症

(ア) 高機能自閉症とは

高機能自閉症 (High-Functioning Autism: HFT) とは、知的障害を伴わない自閉症のことです。

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

※高機能自閉症の定義：今後の特別支援教育の在り方について(最終報告) (平成15年3月) より

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ言葉の発達の遅れを伴わないものをいいます。

(イ) 高機能自閉症のある児童生徒の抱える困難さ

高機能自閉症のある児童生徒は、知的発達に遅れがないため、障害があるということが理解されにくいものです。学力が高い場合も多いが、常識的な判断がうまくできなかつたり、独特な関わり方をしたりすることで「変わった子」「ちょっと困った子」と見られることが多く起きます。日常生活の中では、次のような状態を示すことがあります。

① 他人との社会的関係の形成の困難さ

- ・ 目と目で見つめ合う、身振りなどの多彩な非言語的な行動が困難である。
- ・ 自分以外の人の感情や考え方を理解することが苦手で、暗黙のルールが分からなかつたりする。
- ・ 友達と仲良くしたい気持ちはあるが、同年齢の仲間関係を作ることが困難である。
- ・ 楽しい気持ちを他人と共有するなど、気持ちの交流が難しい。

② 言葉の発達の遅れ

- ・ 自分の興味のあることだけを一方的に話したり繰り返して同じことを言ったりする。
- ・ 会話の仕方が形式的であつたり、抑揚なく話したり、間合いがとれなかつたりする。
- ・ 含みのある言葉の本当の意味が分からず、表面的に言葉通りに受け取ってしまう。

③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

- ・ 特定のものや事柄に偏った強い興味を持つ。
- ・ 機械的な記憶は得意であるが、予期しない変化が苦手で、不安な状態になる。

④ 感覚の過敏さ

- ・ 聴覚、視覚、触覚、嗅覚、痛覚等の様々な感覚に対して、過敏さや鈍感さを持っていることが多い。

(3) いじめによる二次障害を予防するために

ア 児童生徒のつまずきや困難さを理解した行動面への指導・配慮

ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒等の教育的ニーズは多様であることから、一人一人の実態把握を行動上の問題だけでなく、教科学習や対人関係の状況、学校生活への適応状態等、様々な観点から行う必要があります。また、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒の保護者や学級の他の児童生徒とその保護者へ、その障害特性の理解を積極的に図っていくことも大切です。

行動面への指導・配慮は、小学生など低年齢段階から適切な指導を行うことが重要です。対人関係に関する技能をはじめとして、社会生活を営む上で必要な様々な技能を身に付けさせ、適切な行動に向けての自己管理能力を高めていきます。自信の回復や自尊心(自己有用感)の確立、自分の行動への振り返りや他者が自分をどうとらえているかの理解等も大切なことです。

以下に指導・配慮についての具体的な例をいくつか挙げてみます。

(ア) 指示は分かりやすく、活動の見通しを持たせる

一度にたくさんの情報が与えられると混乱してしまいます。指示は分かりやすく、はっきりと出しましょう。長い説明は避けて、一つ一つ情報を提示するようにします。

目標や約束は、学級のめあてとして、分かりやすく絵や文字で掲示することも有効です。いつまで、どこまで取り組めばよいのか、活動の見通しを持たせることも大切です。到達点のゴールを具体的に(目標時間や問題数など)示しましょう。

(イ) 認められる行動を教える

注意や叱責で問題となる行動をやめさせる対応よりも、何が認められる行動なのか、その都度、具体的に教えていきます。問題行動が起きているときは、かなり興奮した状態にあるので、まず気持ちを受け止めるようにし、少し落ち着いてから対応するようにしましょう。過去の経験から問題行動の生じる可能性が高いことが予想される場合は、困難に直面させるよりも、できるだけ困難を避けるようにします。援助しても問題を起こさずに済んだ経験を積みせる等、安定して落ち着いている状態を意識させていくことが大切です。気持ちを落ち着かせ、自分の行動を振り返ることができるように、特別な場所を確保することも必要になる場合があります。

イ 助け合い共に伸びていこうとする学級づくり

周りの児童生徒等との関係によるいじめや不登校等の問題について配慮するとともに、共感的理解の態度を持ち、一人一人の長所や良さを見付け、それを大切にしたい指導・支援を考えていきます。

また、発達障害に限らず、問題等を抱えている児童生徒の多くは、他の児童生徒と比べて「つまずきやすい」だけであり、そもそも授業や行事の展開自体の方に問題があるという場合も見られます。つまり、「困難」を感じていない児童生徒にとっても「つまずきかねない」授業や行事になっていないかを見直す必要があります。

<p>【学級づくりのポイント例】</p> <ul style="list-style-type: none">・生活ルールを明確にする・児童生徒の良さを見つけ積極的に称賛する・違いを認め合う場を重視する・落ち着いて過ごせる教室環境を整備するなど	<p>【授業づくりのポイント例】</p> <ul style="list-style-type: none">・授業規律を定着させる・授業の見通しを持たせる・視覚的な手掛かりを示す・指示や説明はコンパクトで分かりやすいものにするなど
---	---

教職員の見方や接し方は、学級の児童生徒の見方や接し方のモデルになります。日頃から良い行動は積極的に認めることにより、お互いが良いところを認め合える学級づくりが大切です。

児童生徒が思春期を迎える時期においては、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場に「特別支援教育の視点」を取り入れ、発達障害と思春期の課題を考慮した学級づくりと生徒指導を展開することが重要であり、いじめによる二次障害を予防することに繋がります。

参考資料

発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）教育：国立特別支援教育研究所総合研究所
今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)

：特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議2003年3月答申



4 自殺の予防と対応

(1) いじめと自殺

働き盛りや高齢者など大人の自殺が3万人を数え社会問題化していることに比べると、子供の自殺には十分な関心が払われていないのが現状です。しかし、いじめ自殺という言葉が初めて登場した昭和54年のように突出しているいくつかの年を除くと、毎年300人前後の小中高生の自殺者がいます。

平成18年にはいじめ自殺がセンセーショナルに報道され、自殺する子供が増え、昭和53年の調査開始以来、最悪の数字を示しました。

<大津市のいじめ自殺問題>

平成23年、いじめを受けた滋賀県大津市の中学2年生男子生徒(当時13歳)が自殺。当初、市教委はいじめと自殺の因果関係を不明としたが、自殺後に全校生徒を対象に行ったアンケートでいじめの実態を示す複数の回答があった。平成25年1月、市の第三者調査委員会は、いじめが自殺の直接的な原因と認定した。

(2) 自殺のサイン

子供の自殺は、遺書が残されていないことが多いために、原因が特定されない場合があります。

また、大人には考えられないような些細なきっかけで命を絶つこともあります。子供の自殺を理解するためには複雑な要因が様々に重なった「準備段階」に目を向け気付くことが大切です。

子供の身近にいる教職員は、子供が追いつめられる前に、自殺の危険性に気付くようにしなければなりません。例えば、自傷行為を繰り返す子供、心の病を抱えた子供、安心感の持てない家庭環境にある子供、衝動的・極端な完全癖・反社会的な性格傾向のある子供などに普段と違った行動の変化が現れた場合には、自殺の準備もしくは直前のサインとして捉える必要があります。

以下のサインの中には、子供ではそれほど珍しいことではないと考えられるものもあるかもしれませんが、しかし、総合的に判断することが重要です。子供に関わる大人は子供の変化を的確にとらえて、自殺の危険を早い段階で察知し、適切な対応をとる必要があります。

【自殺の準備段階～直前の具体的サイン】

- ① 自殺についての文章を書いたり、自殺についてほのめかしたりする。
- ② 不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
- ③ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ④ 過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする。
- ⑤ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ⑥ 最近、身近な人など他者の自殺を経験した。
- ⑦ 自分より年下の子供や動物を虐待する。
- ⑧ 身だしなみを気にしなくなる。
- ⑨ 乱れた性行動に及ぶ。
- ⑩ 学校に通わなくなる。



(3) 自殺の可能性がある子供への対応の原則と留意点

ア 対応の原則

○できること

- ① 子供が置かれている状況を受け止め、相手の気持ちや立場に立って、相手と一緒に問題解決を考えること。受容と共感をはっきりと相手に示すこと。
- ② 子供の話にじっくりと耳を傾け、判断や評価をせずに穏やかに話を聴くこと。
- ③ 安易な励ましや安請け合いは慎むこと。

●やってはいけないこと

- ① 「死ぬ気でやれば何でもできる」「もっと頑張れ」などの一方的な励ましや、的外れな助言をすること。
- ② 子供を責めたり、非難したり、評価したりすること。
- ③ 子供からの相談を二人だけの「秘密」にすること。

< TALKの原則 >

T

ELL : 行動の変化に気づき、心配していることを言葉で伝える

A

SK : 「死にたい」と思う気持ちについて、尋ねる

L

ISTEN : 絶望的な気持ちを受容し傾聴する

K

EEP SAFE : 安全を確保し相談機関などに情報を確実に繋ぐ

イ 対応の留意点

(ア) 一人で抱えこまない

自殺問題は、「本人と関係を持ちやすい人がケアをするのが原則」と言われていますが、学校現場では担任を前面に立てながら、中心となってチームで対応することが必要です。

例えば、子供が「死にたい。でも、誰にも言わないでほしい。」と訴えてきた場合、どう接してよいか分からないため、相談された教職員だけでただ見守っていくという対応に陥りがちです。

子供の訴えの通りにしなければその子供との信頼関係が壊れるかもしれないという不安感がそうさせるのですが、万一の場合には責任を問われることになるかもしれません。

チームによる対応は、多くの視点から子供を見ることで児童生徒に対する理解を深めるとともに、他の教職員と共通理解を得ることで教職員自身の不安感の軽減にも繋がります。

(イ) 一喜一憂しない

死にたいと訴えたりリストカットを繰り返したりするような子供は周りを振り回しがちです。また、成長の過程で他者との信頼関係を持てなかった経験から救いを求めたい心と相反する言動をとる子供もいます。大切なのは、死を考えるほど追いつめられた子供に対しては、子供の言動を善し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった状況を理解し、継続的に信頼関係を築くことです。



(4) 自殺予防のための校内体制と教職員等の役割

自殺予防の視点で考えると、子供が毎日の生活時間の多くを過ごす学校が子供の抱える問題にはじめて気付く場となることも少なくないことから、悩みや苦しみを抱えた子供が「助けて」と訴えることができ、その声を受けとめる関係と仕組みが学校の中に作られていることが望まれます。

自殺予防を大きく3つの段階（「予防活動」、「危機対応」、「事後対応」）に分けて考え、校内の教育相談体制を基盤に専門機関の協力を得ながら、全教職員の共通理解を図り、学校として組織的に自殺予防を進めることが求められます。

学校における自殺予防の3段階

段階	自殺予防に関する教職員・専門機関の役割例
ねらい	全ての児童生徒を対象に行う自殺予防教育や子供の心の安定に必要な日常的教育相談活動
予 防 活 動	<p>〈学級担任 … 主として学級における子供の実態把握と信頼関係に基づく関わり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の心身の健康状態の観察及び行動観察による自殺の危険の察知 ○ 危機予防の視点も含めた日常における教育相談的関わりと保護者との連携、情報の交換 <p>-----</p> <p>〈校内組織 … 管理職、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職による人的配置・校内外連携も含めた自殺予防など危機対応システムの統括 ○ 自殺予防のための校内体制の確立と生徒指導に関する情報・資料の集約と提供 <p>-----</p> <p>〈専門機関 … 学校医など〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断結果を基にした子供の心身の状況に対する全体把握と情報提供 ○ 養護教諭と連携した自殺予防も含む心の健康相談と健康教育活動の推進
ねらい	自殺の危険が高い児童生徒（自殺未遂者）の早期発見と危機対応チームによるリスクの軽減
危 機 対 応	<p>〈学級担任 … いじめ・不登校・自殺未遂などの問題行動等に対する早期発見と対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺未遂も含めた子供の問題行動、生徒指導に関する情報収集 ○ 他の教職員との情報共有、保護者との連携、校内危機対応チームへの情報提供 <p>-----</p> <p>〈校内組織 … 管理職、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内危機対応チームによる緊急ケース会議（必要に応じて教育委員会等への参加要請） ○ 緊急ケース会議に基づく本人及び周囲の児童生徒へのケア <p>-----</p> <p>〈専門機関 … 教育支援センター、児童相談所など〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急ケース会議への参加及び学校と連携した自殺未遂者へのケア
ねらい	自殺発生後の周囲（遺族と影響を受ける児童生徒）に対する心のケア
事 後 対 応	<p>〈学級担任 … 既遂者に関する資料の集約と整理及び周囲の児童生徒へのケア〉</p> <p>〈校内組織 … 校内危機対応チームによるケア会議、教育委員会・関係機関への支援要請〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の取扱い、保護者・マスコミ対応、再発防止策の検討、学校再開プラン <p>〈専門機関 … ケア会議への参加及び周囲に対する心のケアへの支援・助言〉</p>

(5) 不幸にして自殺（未遂）が起きてしまったときの初期対応における留意点

子供の自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。思春期や青年期にある子供であれば、さらにその影響の範囲や程度は広がると言われています。

自殺の背景に潜む要因を丁寧に聴き取ることが、その子供の死に対する哀悼を示すことに繋がるだけでなく、同じ出来事の再発防止の手立てになっていきます。

ア 情報収集の際に押さえておきたい内容例

- ① 学校的背景 …… 出席状況、友人関係、いじめの有無、教職員との関係
- ② 家庭的背景 …… 家族構成、経済状態、家庭内の状況（病気・障害・精神疾患・虐待など）
- ③ 個人的背景 …… 健康状態、学力、部活動、性格や傾向（対人関係や興味・趣味など）、事故や事件の加害被害の有無など
- ④ 遺書の有無 …… 遺書やメモの有無とその内容、誰に宛てて書いたものか
- ⑤ 発生場所 …… 学校か自宅かその他か
- ⑥ 着衣、方法 …… 制服か私服か、縊死、飛び降り、電車への飛び込み、睡眠薬の使用など

イ 初期対応の留意点

① 警察はすぐに動き出す

遺書が残っていた場合でも、警察はその出来事に事件性があるかどうか捜査を開始します。遺書の宛て名の人や携帯電話（メール）の最後の発信者には事情聴取が行われます。校内や登下校時における出来事であれば、子供が現場検証に立ち会うことがあります。子供の立ち会いや事情聴取には、できるだけ学校教職員が同席すると同時に、未成年の事情聴取には事前に必ず保護者の承諾を得るようにします。

② 遺族とは丁寧に連絡を取り合う

学校外で起きた場合は、遺族からの連絡や警察からの問い合わせで出来事を知ることになるため、その後も電話による連絡・確認で済ませてしまいがちです。しかし、人が亡くなるという緊急事態において、遺族との連絡が電話だけでは、誤解や混乱を招きかねません。最初の連絡を受けた後は、できるだけすみやかに家庭訪問をしたり（忌み言葉を避け、服装や振る舞いに細心の注意を払う）、病院や警察に出向いたりして、直接遺族にお会いし、お話を伺うとよいでしょう。また、その際には、教頭や主任、担任など複数で出向くようにした方がよいでしょう。

○遺族との窓口の特定 …… 話の重複が避けられ、遺族の負担軽減や安心に繋がる

○兄弟姉妹がいる場合 …… 在籍校との連携を考慮する

③ 性急な聴き取りはできるだけ避ける

学校や市町村教育委員会などは、出来事の全容を解明しようといち早く情報収集に動きます。そのため、遺族や他の児童生徒などに性急な聴き取りをしがちです。しかし、子供を失った遺族にとっては、我が子の「死」に直面したショックと悲しみで混乱し、その事実をどのように受け止めればよいのか分からない状態だということを忘れずに対応します。

④ 子供を亡くした人の気持ちは時間とともに変化する

最愛の子供を突然失うと、遺族は様々な感情を体験することになります。周囲に対しては不信任を持ったり、取り残され感を抱いたり、閉鎖的になって周囲との関係を絶とうとすることもあります。特に、その死がマスコミによってセンセーショナルに扱われた場合は、遺族は周囲からの無神経な行為などによって心身ともに疲弊してしまいます。また、自殺者を出した家族として周囲からの好奇や非難の目に晒され、「わが子の死をなぜ防げなかったのか」と自責の念に駆られることがあります。

自失茫然 → 事実の否認 → 攻撃（他者への怒り、自責） → 悲哀感や抑うつ感 → 事実の受容

遺族が周囲から孤立しないよう、必要なときにはいつでも支援を受けられることを伝えておき、一貫して遺族の悲しみに寄り添うことが大切です。

5 いじめに関する人権教育・法教育

(1) 人権教育

ア 「人権教育」とは何か

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、「人権教育」とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。そして、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨とするものです。

人権尊重の理念を分かりやすい言葉で表現すると、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることであると言うことができます。一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすることが、人権教育の目標です。

イ 「人権教育」といじめ防止の関連性

学校教育においては、児童生徒一人一人が、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を十分に身に付けることが必要です。

いじめは、“誰もが楽しく安全に学校生活を送ることができる”という権利を奪われる、深刻な人権侵害です。児童生徒がいじめの被害者にも加害者にも、そして傍観者にもならないようにするために、学級をはじめ学校生活全体の中で、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを、児童生徒自身が感じ取ることができるようにすることが肝要です。一人の人間として自らが大切にされているという実感を持つことができなければ、他の人を尊重する感覚を持つことは難しいからです。そのための環境づくりに取り組むことが重要です。

さらに、児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を高めることも、いじめの防止に繋がります。“自分には良いところがある、自分は人の役に立てている”と実感できるような経験を重ねることにより、児童生徒は達成感を味わい、他の人の良さに気付けるようになっていきます。

(2) 法教育

ア 「法教育」とは何か

「法教育」とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。これは、法曹養成のための法学教育とは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育である」と定義されています（法務省「法教育研究会報告書」）。そして、法教育を通じて育成されるべき能力・資質として「第1に『公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力』、第2に『自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力』、第3に『多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力』」などが挙げられています（土井真一「法教育の基本理念－自由で公正な社会の担い手の育成－」）。

以上から分かるように、「法教育」はこれまで行われてきたような憲法の条文を教え込むような教育や判例教育といった法的な「事実」を教える教育だけではなく、法やルールの背景にある価値観・原則、法的な「価値」、法的「技能」を取り込もうとした教育であり、これまでの法に関する学習の教育内容を広げたものです。つまり、単純に「法律」を教材などで扱った教育を指すものではなく、その法律が制定された背景を理解させ、その上で法的な思考力などを育成する教育なのです。例えば、「労働基準法の条文や内容」を教えるのではなく、労働法が生まれてきた背景＝「契約自由の原則を変更してまで、なぜ労働法制が必要なのか」を、討論やロールプレイなどを活用しながら理解させていくことが求められている教育です。

以上のことから、「法教育」とは、「このようなこと（いじめ）をすると、このような法律で、

これくらい罰せられてしまうので、いじめはしてはいけません」という教育を指すものではないことが理解できると思います。

イ 「法教育」の学習指導要領上の位置づけ

学習指導要領における「法教育」は、社会科・公民科、道徳、特別活動など多様な領域で学習することが可能とされています。

(ア) 学習指導要領社会科・公民科における「法教育」を表にすると以下のようにまとめられます。

学年・科目等	内 容
小学校社会 3・4年	「地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理」、「地域社会における災害及び事故の防止」の中で「 <u>地域の社会生活を営む上で大切な法や決まりについて扱う</u> 」(内容(3)(4)の取扱い)
小学校社会6年	我が国の「政治の動き」の学習の中で「 <u>国会と内閣と裁判所の三権相互の関係、国民の司法参加</u> 」などについても扱うようにすること(内容(2)の取扱い)
中学校社会 (公民的分野)	社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、 <u>対立と合意、効率と公正などについて理解させる</u> (内容(1)イ)、「 <u>法に基づく公正な裁判の保障</u> 」に関連させて、 <u>裁判員制度について触れること</u> (内容(3)イの取扱い)、など
高等学校公民科 「現代社会」	現代社会における諸課題を扱う中で、(中略)、 <u>幸福、正義、公正などについても理解させる</u> (内容(1))、 <u>法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度についても扱うこと</u> (内容(2)ウの取扱い)、 <u>経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること</u> (内容(2)エの取扱い)、など
高等学校公民科 「政治・経済」	「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、 <u>法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと</u> (内容(1)の取扱い)、など

表中のアンダーラインを付した部分が「法教育の内容」です。これらのほとんどが、「法や決まり、ルールの大切さ」や「対立した場合の調整の方法や意義(中学校社会の「対立と合意」「効率と公正」や高等学校現代社会の「幸福、正義、公正」などの理解)、「基本的人権の尊重＝自尊感情と相手を尊重する意味」などを扱い、「いじめ」対策に直接的に利用が可能であることが分かります。

(イ) 学習指導要領道徳・特別活動における「法教育」を表にすると以下のようにまとめられます。

	内 容
小学校・道徳	低学年 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にす(内容4(1))。
	中学年 約束や社会のきまりを守り、公德心を持つ(内容4(1))。
	高学年 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切に進んで義務を果たす(内容4(1))。 だれに対しても差別することや偏見を持つことなく公正、公平にし、正義の実現に努める(内容4(2))、など。
中学校・道徳	法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める(内容4(1))。公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める(内容4(2))。正義を重んじ、誰に対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める(内容4(3))。
小学校・特別活動 (中学校も同じ)	学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度や健全な生活態度を育てる(「学級活動」の目標)、など。学級や学校の生活づくり(内容(1))のア 学級や生活上の諸問題の解決、など

(ウ) 学習指導要領に明記された社会科・公民科や道徳・特別活動における「法教育」は、上記のように、小学校から高等学校まで様々な内容が盛り込まれています。これらの内容を児童生徒に暗記させるのではなく、はじめに示した「定義」に沿った「能力・資質」を育成するように、様々な教育メソッドを活用しながら理解させていくことが求められているのです。

【コラム】イギリスの法教育

イギリスのナショナルカリキュラムの中に、CITIZENSHIPがあります。このCITIZENSHIP教育には、日本が取り入れるべき「法教育」の内容が見られます。具体的には、

- ① 5歳から7歳では、「良いこと」、「悪いこと」とは何か、「皆で話し合ってみましょう」と話し合いの中で「良い」「悪い」を気付かせる。
- ② 7歳から11歳では、「いじめはなぜ起きるのだろうか」を考えさせ、そして、「それはなぜ悪いのだろうか」ということを話し合わせたり考えさせる。
- ③ 11歳から14歳では「法とは何だろう」、「人間の権利とは何だろう」、「責任とは何だろう」ということを話し合わせたり考えさせたりする。

イギリスはこの教育内容の「流れ」を重視しており、義務教育の初年度から、児童生徒の発達段階に応じて市民として教えなければいけないことを系統的に示しています。このコンセプトは、千葉県でも学校種ごとに参考にしていく必要があると考えられます。具体的には、小学校1年生、2年生の生活科の「公共物、公共施設、公園や駅などでの調べ学習」の過程で、「決まりやルールがあることを気付かせる」指導が必要でしょうし、中学3年の社会科（公民分野）の「個人と社会生活」では、「家族や地域という身近な社会集団と関わるとき、ルールや決まり、約束があることを、例えば『スポーツになぜルールが必要なのか』『マンションのゴミ出しのルールやピアノを練習してよい時間のルールは、なぜ必要なのか、また、どのように作ったらみんなが守れるのか』」などを考えさせていくべきでしょう。



ウ 「法教育」と「いじめ防止」の関連性

以前の生徒指導は、事後対応が中心でした。今、生徒指導は事後対応のみを指す考え方ではありませんが、特に「暴力を伴わないいじめ」については、ほとんど全ての児童生徒が被害者・加害者として巻き込まれることが調査で明らかになっており、さらに目に付きにくいいため、発見してから対応する姿勢では手遅れになることが少なくないとされています。このため、全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、未然防止の取組を行うことが有効な手段となると考えられます。

「未然防止」の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しく授業や行事に参加したり活躍したりできる学校づくりでしょう。居場所づくりや絆づくりを進め、わかる授業を工夫すれば、児童生徒がストレスの要因に囲まれていても、ストレスにとらわれることが減ることになるはずです。さらに、学級活動などを通じて児童生徒に自己有用感を与えたり、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の共感的な人間関係を育てたり、より良い生活や学習の在り方などについて自己決定の場や機会を増やし、自己実現の喜びを味わうことができるようにしたりすることが重要となるでしょう。

以上のような「未然防止」の取組は、「(2)ア」で示した「法教育」を通じて育成されるべき能力・資質、具体的には「公正な事実認識・多面的な考察能力」「意見を述べ、他人の主張を理解する姿勢や力」「意見を調整し、合意形成し、公平な判断を行う能力」と密接に結びついていると考えられます。特に、現代の児童生徒は、テレビやゲームなどに多くの時間を使い、何がいじめなのか分かっていなかったり、ゲーム感覚でからかったり、会話能力が低いために「死ね」「うざい」などの言葉を日常的に使ったり、言葉で説明できないためにすぐに手が出たりすることが多く、自己感覚や他者感覚、社会規範が欠如していると考えられ、「法教育」で育成する能力や資質は重要だと考えられます。



エ 「法教育」の立場からの「いじめ防止」の授業案

ここでは、「法教育」による「いじめ防止」の授業例を示します。始めに授業準備や注意事項をまとめておきます。

- (ア) 授業は、中学校1年生を想定しています。そのため、小学生ならばよりかみ砕いて、中学校の上級生や高校生ならば考える時間を多くとったり、資料から読み取らせることを多くしたりするとよいでしょう。また、4人一班のグループを作っておき、班で話し合わせた後に発表させてもよいと思います。
- (イ) 授業時間は道徳または学級活動の時間を想定していますが、社会科の授業でも実施できます。
- (ウ) 「法教育」の授業では、頻繁に外部講師を招きます。この授業案は、弁護士が授業者である例です。招聘の方法は、千葉県弁護士会法教育委員会や法テラス千葉などに相談してください。教員が実施する場合は、導入を変えるとよいでしょう。
- (エ) 事前に「人権学習」＝「基本的人権は侵してはならない」ことを学んでおくといよいでしょう。
- (オ) いじめが原因で自殺が起きた事件をもとにした書籍、書籍から抜粋した資料（遺書や手紙など）、「子ども人権110番」「子ども悩み相談」などのパンフレットを用意しておきます。

学習指導案

本時の展開

	学 習 活 動	注 意 事 項
導 入	①「弁護士」に関するイメージを答える。 (回答例) ・裁判に関わる人 ・事件を解決する人 など	①回答を受け、「トラブルを解決するイメージが強いようですが、その他に『法教育』を行っています。今日はその中で『いじめ』について一緒に考えてみましょう」と授業方針を確認する。
展 開	①どんなことをしたら「いじめ」だと思いますか？ との問いに答える。 (回答例) ・悪口を言う ・みんなが無視したり、仲間はずれにする ・暴力をふるう ・陰口を言う など ②先ほど挙げたことを、「大人」がしたらどのようなになりますか？ との問いに答える。 (回答例) ・逮捕される ・刑務所に入れられる など ③なぜ「逮捕」されたり、お金を払わなくてはならないのですか？ との問いに答える。 ・悪いことをしたから ・相手に損害を与えたから など ④いじめについては、「いじめられる人も悪いところがある」という意見があります。(a)いじめられる人は悪くない、(b)場合によってはいじめられる人も悪い、(c)いじめられる人も悪い、のどれだと思いますか？ との問いに挙手する。 (回答例) ・(b)の「場合によってはいじめられる人も悪い」が多数	①「悪口」には、「馬鹿」「死ぬ」などのような「誹謗中傷」も含まれることを気付かせる。また、「暴力」には、物理的な暴力の他に精神的な暴力があることを指摘する。さらに、「陰口」には、本人が嫌がるあだ名をつけることなども含まれることを指摘する。その他、回答にない具体例を挙げる。 ②「逮捕」という刑事責任の他に、金銭的な賠償を中心に民事責任が生じることを指摘する。また、嫌がるあだ名をつけることや誹謗中傷は「名誉毀損罪」、暴力は「暴行罪」、怪我をさせたら「傷害罪」、物を取ったら「窃盗罪」、物を壊したら「器物損壊罪」など、具体的な刑罰をあげ、「ゲーム感覚」や「からかい感覚」も処罰の対象となることを指摘する。 時間があれば、各罪状の最高刑を質問し、答えさせるとよい。 ③「悪いことをした」＝「他の権利を侵害した」ことを確認し、さらに「個人の権利」は日本国憲法の保護があることを確認させる。さらに「 <u>他人の権利を尊重する</u> 」＝「 <u>自分の権利を尊重してもらえないことであること</u> 」を具体例を挙げながらを十分理解させる。前時までに行った「人権教育」と関連させることが重要である。 ④時間をかけて考えさせるよりも、直観的に判断させて挙手をさせるようにする。

展 開	<p>⑤「場合によっては」＝「いじめられる理由がある」ならばとの回答に対し、「いじめられる理由」とは何か？との問いに答える。 (回答例) ・(返答がないことも多いが) いじめられる人が始めにひどいことを言ったり、行動をしたりするとき など</p> <p>⑥いじめがひどくなると、どうなることが多いですか？との問いに答える。 (回答例) ・不登校, うつ病, 転校, 自殺, など</p> <p>⑦(いじめが原因で自殺が起きた事件の遺書や手紙などを配付し) この遺書や手紙から、自殺の原因を推察してみましょう、との問いに答える。 (回答例) ・(戸惑って回答が少ないが) いじめ, 悪口, など</p> <p>⑧この遺書や手紙を読んだクラスメートの気持ちはどのようなものだったか？との問いに答える。 (回答例) ・(回答は少ないが) 自殺した人はつらかった, 周りは深く反省した など</p> <p>⑨この自殺は誰の責任か？との問いに答える。 (回答例) ・いじめた人</p> <p>⑩(黒板にコップの絵を書き) これは何か？ さらにこれをあふれさせるには何滴の水が必要か？との問いに答える。 (回答例) ・バケツまたはコップ ・5000滴 など</p> <p>⑪いじめで誰かが死なないように、いま私たちにできることは？との問いに答える。 (回答例) ・見て見ぬふりをしないで, 注意する ・先生に伝える など</p>	<p>⑤「いじめられる理由」とは、どのようなものか、時間を与えて各自考えさせる。回答によっては、「そのような理由で『いじめ』てもよいのか」再度質問する。</p> <p>⑥身近にあった例を考えさせながら、様々なパターンを想像させる。</p> <p>⑦この遺書や手紙は本当にあった事件のものであることを確認し、関連した内容について補足する。</p> <p>⑧自殺した本人やクラスメートの気持ちが理解できるよう、雰囲気作りやアドバイスを行う。</p> <p>⑨いじめた人は殺そうとは思っていなかったことを確認させ、いじめている側は、相手が自殺を考えるほど、「ひどいことをしている自覚がない」ことに気付かせる。</p> <p>⑩このコップのモデルは、「コップの水があふれると自殺に追い込まれるモデル」であることを確認させ、具体的にあふれる量を考えさせる。その後、コップに4999滴たまっていた時、「あなたの一言が『5000滴目』＝『自殺に追いやった言葉』である可能性」を想像させる。</p> <p>⑪「注意する」＝「いじめを止める」が多いと思われるが、「いじめられっ子に対して優しい言葉をかける」＝「コップの水を減らす」＝「負けるなよと声をかけること」も重要であることにも気付かせる。さらに「大人に相談すること」も重要であることを指摘する。</p>
ま と め	<p>①「子ども人権110番」「子ども悩み相談」などのパンフレットを配付する。</p> <p>①いじめを見たり、されたりしたら、このような窓口に相談することを十分理解させる。</p>	

⑦以降を実践する場合(自殺について扱う場合)は、十分な配慮(※)が必要です。

※文部科学省は、「子供を直接対象とした自殺予防教育を実施する上で、考慮しておかなければならない前提条件」として、

- ①実施前に関係者(学校, 保護者, 地域の精神保健の専門家等)間で合意を形成しておく。
- ②適切な教育内容を準備する。
- ③ハイリスクの子供をフォローアップする。

の3点を挙げています。詳しくは「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引き」(各学校に配付済み。文部科学省HPからもダウンロードできます。)をご覧ください。

オ まとめ

いじめの未然防止の取組として「法教育」を紹介しました。ポイントは、児童生徒の発言や自己決定などの場面を多く取り入れて、「公正な事実認識・多面的な考察能力」「意見を述べ、他人の主張を理解する姿勢や力」「意見を調整し、合意形成し、公平な判断を行う能力」を身に付けさせることです。今回の指導案は一例に過ぎません。上記のポイントに沿い、各学校種の特徴にあった授業案を開発してください。

